

議案第12号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、引用する用語及び法令の名称を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別表第2中「性能の向上」を「性能の向上等」に改める。

別表第3 33の2の部(1)の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。